

健康増進法の改正により、飲食店、宿泊施設、事業所等の「第二種施設」は、令和2（2020）年4月1日から



健やか力向上推進キャラクター マモルさん

**原則屋内禁煙** が義務付けられます。

### 「第二種施設」とは？

「第一種施設（※1）」（学校・病院・児童福祉施設・行政機関の庁舎等）及び喫煙目的施設（たばこの販売許可を得ているバー、スナック、たばこ販売店、公衆喫煙所）以外の**多数の者が利用する（※2）施設**のことをいいます。

※1 「第一種施設」は、令和元（2019）年7月1日から原則**敷地内禁煙**（屋外に特定屋外喫煙場所設置可）です。

※2 「多数の者が利用する」とは、2名以上の者が同時に、又は入れ替わり利用することをいいます。



（シガーバー・スナックを除く）

令和2年4月1日から「原則屋内禁煙」です。



（ホテル・旅館等）

令和2年4月1日から客室以外の場所は「原則屋内禁煙」です。



（事業所・娯楽施設等）

令和2年4月1日から「原則屋内禁煙」です。



令和2年4月1日から客室以外の場所は「原則屋内禁煙」です。

※ いずれの場合も要件を満たした「喫煙専用室」または「指定たばこ専用喫煙室」の設置が可能です。

飲食店の場合は、下記の条件を満たしている場合、経過措置があります。

### CHECK !

- 令和2（2020）年4月1日時点で、営業している店舗である。
- 資本金又は出資の総額が5,000万円以下である。
- 客席面積が100㎡以下である。

1つでも ✕

すべて ☑

経過措置として  
選択可能



その他にも各種喫煙室の設置にはルールを遵守する必要があります。

ポイント1 設置には**各種要件（基準）**を満たす必要があります。※ 要件の詳細は厚労省HPへ（<http://jyudokitsuen.mhlw.go.jp/>）

ポイント2 従業員も含め、**20歳未満の方が喫煙エリアに立ち入ることは禁止**されます。

ポイント3 各種喫煙室を示す標識、20歳未満の方は立入禁止であることを示す**標識の掲示**が必要です。

ポイント4 従業員に対しても**受動喫煙対策**を講ずる必要があります。

**ルールに違反した場合、立入検査等による助言・指導、勧告、命令、公表、過料（最大20万～50万円）の対象となる場合があります。**



青森県健康福祉部  
がん・生活習慣病対策課

検索 青森県 受動喫煙対策



# お問い合わせ先

## 受動喫煙対策に係るコールセンター(厚生労働省)

 **03-5539-0303** (受付時間9:30~18:15 ※土日祝を除く)

改正健康増進法に関する質問等を受け付けているコールセンターです。

## 事業所の所在地別お問い合わせ先

問い合わせ先	電話番号	対象市町村
青森県健康福祉部 がん・生活習慣病対策課	017-734-9216	県内全域
県保健所	東地方保健所	017-739-5421 平内町、今別町、蓬田村、外ヶ浜町
	弘前保健所	0172-33-8521 弘前市、黒石市、平川市、西目屋村、 藤崎町、大鰐町、田舎館村、板柳町
	三戸地方保健所	0178-27-5111 おいらせ町、三戸町、五戸町、田子町、 南部町、階上町、新郷村
	五所川原保健所	0173-34-2108 五所川原市、つがる市、鱒ヶ沢町、 深浦町、鶴田町、中泊町
	上十三保健所	0176-23-4261 十和田市、三沢市、野辺地町、七戸町、 六戸町、横浜町、東北町、六ヶ所村
	むつ保健所	0175-31-1388 むつ市、大間町、東通村、風間浦村、 佐井村
中核市保健所	青森市保健所	017-743-6111 青森市
	八戸市保健所	0178-43-9184 八戸市

## 「受動喫煙防止対策助成金」に関すること(青森労働局)

 **017-734-4113** (受付時間8:30~17:15 ※土日祝を除く)

事業者が受動喫煙防止の対策を推進するにあたり、喫煙専用室の設置・改修等の費用の一部を助成する制度です。

詳しくは「青森労働局健康安全課」までお問い合わせください。

## 「特別償却または税額控除制度」に関すること

令和3(2021)年3月31日までに、認定経営革新等支援機関等(商工会議所等)による、経営改善に関する指導に基づいて、一定の要件を満たした経営改善設備の取得を行った場合に、取得価額の特別償却(30%)または税額控除(7%)の適用を認める制度です。

詳しくはこちら(<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000338604.pdf> 12ページ目)

